

議会要覧

令和 5 年度版

滋賀県栗東市議会事務局

目 次

I. 栗東市の概況

1. 位置と風土	1
2. まちづくりの歩み	2
3. 人口の推移	7
4. 産業別就業人口	8
5. 用途地域指定の状況	8
6. 公共施設等	9

II. 議 会

1. 議会基本条例	10
2. 議員定数・党派等	11
(1) 法定数・現員数	11
(2) 党派別	11
(3) 会派別	11
(4) 年齢別・当選回数別議員数	11
3. 議会構成	12
(1) 議会の構成	12
(2) 議会運営委員会の調査事項	12
(3) 常任委員会の所管事項及び閉会中調査事項	13
(4) 特別委員会の調査事項	13
4. 栗東市歴代議長・副議長・議会選出監査委員・議員名簿	14
(1) 議 長	14
(2) 副議長	15
(3) 議会選出監査委員	16
(4) 議員名簿	17
5. 議会運営に関する主な事項	18
(1) 定例会の招集回数及び時期	18
(2) 本会議の会議時間	18
(3) 議案書等配布	18
(4) 議案付託	18
(5) 意見書及び決議書の取り扱い	18
(6) 個人質問の取り扱い	18
(7) 反問権	19
(8) 代表質問の取り扱い	19
(9) 質疑について	20
(10) 討論について	20
(11) 請願書・陳情書等について	20
(12) 全員協議会	21
(13) 議会の傍聴	21

6. 議会の活動状況	22
(1) 本会議開催状況	22
(2) 議案等議決状況	22
(3) 定例会の会期日程	23
(4) 委員会開催状況	25
(5) 傍聴者数	26
(6) 請願書、意見書、決議の審議結果	26
(7) 陳情書、要望書、嘆願書審査状況	28
(8) 委員会視察状況	29
(9) 海外行政視察	29
7. 報酬・給料等	30
(1) 議員報酬・期末手当等	30
(2) 議員の報酬改正	30
(3) 旅費	30
8. 議会刊行物	31
(1) 本会議録	31
(2) 録画映像配信	31
(3) 委員会録	31
(4) 議会だより	31
(5) 議会要覧	31
9. 議会事務局	32
(1) 機構と職員数	32
(2) 議会各室の配置図	32
(3) 議会の予算	33

III. 資 料

1. 令和5年度一般会計当初予算（歳入）	34
〃 (歳出)	35
2. 令和5年度特別会計当初予算	36
3. 一般会計決算額の推移（歳入）	37
〃 (歳出)	38
4. 栗東市組織機構図	39
5. 議場見取図	43

I. 栗東市の概況

1. 位置と風土

広域的には京阪神都市圏の東北部の外縁部に位置し、大阪市より 60km、京都市より 25km、名古屋市より 85km の距離にあります。

また、滋賀県の湖南地域の中程に位置し、東部を湖南市、南部を甲賀市、西部を大津市と草津市、北部を守山市と野洲市に接しています。

地形は、南部は標高 693m の阿星山を最高峰とする金勝連峰より広がる丘陵地帯が面積の半分を占めています。北部は近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかに傾斜をなし、湖南地域の穀倉地帯として良質の近江米を産出する水田地帯が広がっています。西部には草津川、北東部には野洲川があり、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南湖の主要な流水域上にあります。

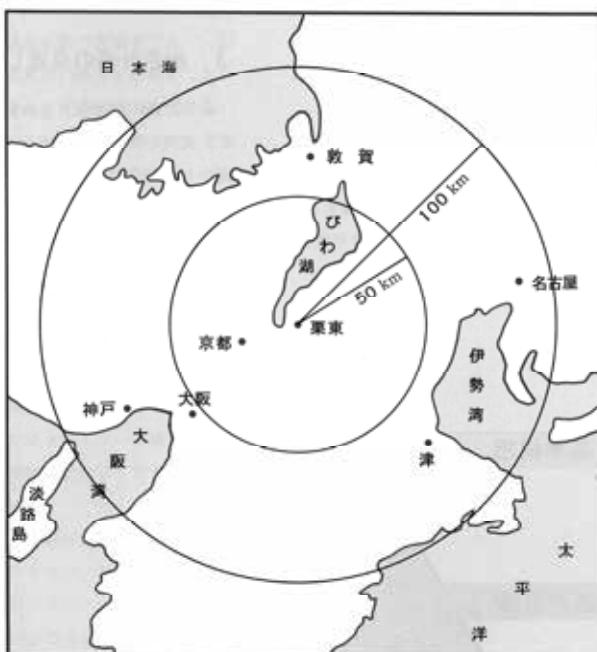
気候は、年間平均気温 15.8 度、年間降雨量 1816.0mm であり、降雪はほとんどなく、比較的温暖でしのぎやすい気候です。

交通は、市域を東西方向に国土幹線である JR 東海道新幹線、JR 琵琶湖線、名神高速道路、国道 1 号・8 号が横断しています。

伝統的なまつりは、地域ごとに伝承されており、文化財も多く存在しています。

広域的には、古くから東海道・中山道の分岐点として栄え、湖南地域の交通の要衝として利便性の高い住宅地域と有数の工業・流通業務地域を形成しています。

このように、自然的にも地理的にも文化的にも恵まれた条件をもったまちと言えます。



2. まちづくりの歩み

わがまちで人々の生活の足跡がみられるのは縄文時代はじめ（今から6,000～7,000年前）の頃で、市内のいくつかの遺跡で住居跡や石器・土器が発見されています。弥生時代になると県下でも最も早い時期に水田耕作が開始され、「ムラ」が形づくられました。やがてこの「ムラ」は「クニ」へと発展するのですが、これは中国史書「魏志倭人伝」の記事にある「クニ」のひとつであったと考えられています。

古墳時代には全国でも有数の大規模な集落が営まれ、また多数の古墳も築かれ、そして、地域の首長の居館とみられる遺跡も発見されています。

奈良～平安時代には交通の要所という地勢状の特徴から、東海道・中山道といった官道が整備される一方、官衙（古代の役所）や寺院も造営され、古代栗太郡における政治・経済・文化の中心でした。

また、市内各地から発見される大型の堀立柱建物群は、地域に根ざした有力氏族の存在を示すものと考えられています。平安時代中頃～中世にかけて金勝山を中心とした仏教文化が大きく花開きますが、やがてわがまちも激動の時代に入り、室町將軍「足利義尚」が市内に鈎の陣を構える頃、そのピークを迎えます。

江戸時代には、豊かな土地と政治の中心地への近接性から、膳所藩やその他幾つかの大名及び旗本領に分有されることになりました。しかしながら、東海道、中山道の発達によって、街道を往来する旅人から様々な情報がもたらされ、街道筋のまちとして発展してきました。

明治維新を迎えると、わがまちは、廢藩置県によって栗太第2区から第6区までの5区に分割され、その後幾度かの小統合や合併が行われ、明治22年に金勝、葉山、治田、大宝の4カ村が成立し、昭和29年の合併まで近江穀倉地帯の一端を担う農業を主体とした村々がありました。

その後、4カ村は昭和29年10月に町村合併促進法に基づき合併し、栗東町と称することとなります。栗東町の発足当時の人口は、約15,000人ありました。

昭和29年の合併以降、昭和34年の名神高速道路栗東インターチェンジ設置決定までの期間は、近江穀倉地帯の一翼を担う純農村であり、製材業などを除いては、工業と言えるものはほとんどありませんでした。

しかし、昭和31年には、新市町村建設計画の指定を受け、都市近郊型農業を探り入れながら、近代的なまちづくりが開始されます。

名神高速道路栗東インターチェンジ設置が昭和34年に決定され、それに伴い、高速道路沿線型工場立地が開始され、昭和38年には、待望の名神高速道路（栗東～尼崎間）開通と相まって、本格的な企業進出が目立つようになり、それとともに人口も増加しはじめました。

全国的にも、この時期は、日本の高度経済成長へ向けた条件が整いつつあり、わがまちにおいて

ても、旧都市計画法による用途地域指定等の都市計画に着手するとともに、上水道の給水を開始しました。

日本経済の高度成長と流れを同じくして、わがまちにおいても工場立地が進み、人口の増加も目立ちはじめました。昭和41年には、国道1号・8号と名神高速道路栗東インターチェンジとを結ぶ第二インターチェンジが設置され、工業団地の造成など、内陸工業地域としての性格が強められたのです。

また、第三次産業の集積も顕著になり、その主なものは、運輸・倉庫業などの対事業所サービスやガソリンスタンド・ドライブイン等の国土幹線沿道サービス的なものが中心がありました。

国土幹線依存型の第三次産業の立地が活発化すると併せて、栗東トレーニングセンターの立地や東海道本線（京都～草津間）複々線化等の交通条件の改善によって、大都市近郊としての環境が整い、住宅開発が行われるようになり、人口が急激に増加しました。

特に、この時期の人口増加率は、県内でも群を抜いた値を示し、人口は30,000人を突破しました。

この間、開発に対する受動的な姿勢から計画的な誘導型行政への姿勢の転換を図るため、新都市計画法による都市計画（大津湖南都市計画線引き：新用途地域指定）に着手し、また、総合発展計画の策定を行い、人口増加や都市化に向けての諸計画づくりと開発指導要綱の策定などに取り組んできました。

昭和48年のオイルショックを契機として、日本経済が低成長時代へと移行したのに伴って、本市における工場立地は停滞し、代わって、大都市圏近郊型住宅地としての性格を強め、人口増加傾向は依然として続くのです。

このような急激な人口増加と都市化の伸展について、住民の生活基盤を重点とした施設整備が必要とされ、特に、人口の急激な増加に伴う福祉・教育施設の整備が急がれました。

また、新旧住民の融和とコミュニケーションを図る集会所・公園等についても整備を行ってきました。その一方では、わがまちを通過する主要道路の日常的な渋滞が問題化し、交通網の見直しを検討してきました。

昭和54年と56年には、本県で初めての全国高等学校総合体育大会と国民体育大会が相次いで開催され、わがまちは体操競技と馬術競技の会場となつたのでした。

余暇時間の増加に伴い、ゆとりのある生活への指向性が高まり、従来の生活環境面の充実に加えて、文化的環境の充実が求められ、図書館・博物館等の教育・文化施設及び勤労者施設の設置など生涯学習の土壤の形成に努めてきました。また、自然休養公園構想を策定し、中央部に広がる丘陵地及び南部の森林地域を対象に産業、経済、文化面のアイデンティティ形成に努めるとともに基盤整備としてJR琵琶湖線栗東駅前の開発整備に着手しました。

長年の懸案であったJR琵琶湖線栗東駅が平成3年に開業し、栗東の新たな玄関口として都市開発

が進みました。平成4年より特別養護老人ホーム「淡海荘」の移転新築をはじめ、老人福祉センターやデイサービスセンターの開設など高齢福祉施策の充実を図り、生涯学習による人々のつながりを活かしたきめ細かな対応を進め、芸術文化会館「さきら」を建設してきました。

わがまちは県内でも有数の人口増加を続けており、平成8年には人口50,000人、令和元年8月には人口70,000人を突破しました。また、平成13年10月1日に県内8番目の市として「栗東市」となり、令和3年10月1日に市制施行20周年を迎えていました。

今後も、国土幹線を活かした広域交通網の整備など、広域的な視点に立ったまちづくりの推進に期待が寄せられています。

<栗東市の歴史（昭和31年以降）>

- ・昭和 31 年 新市町村建設設計画の指定
- ・昭和 34 年 名神高速道路栗東インターチェンジ設置決定
- ・昭和 38 年 名神高速道路（栗東～尼崎間）開通
- ・昭和 38 年 上水道の供給開始
- ・昭和 41 年 第二インターチェンジ設置
- ・昭和 43 年 交通安全の町宣言
- ・昭和 44 年 日本中央競馬会栗東トレーニングセンター開場
- ・昭和 45 年 東海道本線（京都～草津間）複々線化
- ・昭和 45 年 新都市計画法による都市計画に着手
- ・昭和 47 年 第一次栗東町総合発展計画策定
- ・昭和 49 年 緑化宣言（人口 3 万人突破）
- ・昭和 50 年 第 26 回全国植樹祭 金勝山にて開催
- ・昭和 51 年 姉妹都市提携（アメリカ・バーミンハム市）
- ・昭和 52 年 町民憲章の制定
- ・昭和 53 年 町民体育館完成
- ・昭和 54 年 全国高等学校総合体育大会開催
- ・昭和 56 年 第二次栗東町総合計画策定
- ・昭和 56 年 国民体育大会体操競技・馬術競技開催
- ・昭和 57 年 下水道供用開始
- ・昭和 58 年 住民憩の家開館（人口 4 万人突破）
- ・昭和 59 年 勤労青少年ホーム、勤労者会館開館
- ・昭和 60 年 シルバー人材センター設立
- ・昭和 61 年 野洲川運動公園体育館開館
- ・昭和 62 年 図書館開館
- ・昭和 63 年 「心をつなぐふるさと栗東」平和都市宣言
- ・昭和 63 年 JR 東海道新幹線（仮称）栗東駅設置促進協議会設置
- ・平成元年 JR 栗東駅前土地区画整理事業着手

- ・平成 2年 栗東町生涯学習都市宣言
- ・平成 2年 歴史民俗博物館開館
- ・平成 2年 第三次栗東町総合計画策定
- ・平成 3年 JR琵琶湖線栗東駅開業
- ・平成 3年 栗東町人権擁護都市宣言
- ・平成 4年 友好都市提携（中国湖南省衡陽市）
- ・平成 5年 やすらぎの家開館、デイサービスセンター開設
- ・平成 5年 こんぜの里「バンガロー村」開設
- ・平成 6年 滋賀県植樹のつどい開催
- ・平成 6年 町制40周年記念式典
- ・平成 7年 第19回全国育樹祭開催
- ・平成 8年 人口5万人突破
- ・平成 9年 老人福祉施設・児童館「ゆうあい館」開館
- ・平成 10年 森林体験交流センター「森遊館」開館
- ・平成 10年 栗東駅前商業施設「ウイングプラザ」開館、同駅前立体駐車場開設
- ・平成 11年 栗東芸術文化会館「さきら」開館
- ・平成 11年 第四次栗東町総合計画策定
- ・平成 12年 栗東農畜産物処理加工施設「アグリの郷」開館
- ・平成 13年 栗東市発足
- ・平成 13年 IS014001の認証を取得（本庁舎および出先機関）
- ・平成 14年 新環境センター稼動
- ・平成 15年 乳幼児保育総合化開始
- ・平成 15年 コミュニティバス（くりちゃんバス）運行開始
- ・平成 15年 環境基本計画策定
- ・平成 16年 ひだまりの家開館、総合福祉保健センター「なごやかセンター」開館
- ・平成 16年 人口6万人突破
- ・平成 17年 IS09001の認証を取得（本庁舎および出先機関）
- ・平成 18年 西図書館（ウイングプラザ内）開館
- ・平成 18年 東海道新幹線「（仮称）南びわ湖駅」着工
- ・平成 19年 東海道新幹線「（仮称）南びわ湖駅」設置に関する協定類の終了により新駅設置は中止に
- ・平成 20年 新幹線新駅予定地周辺の栗東新都心土地区画整理事業を廃止
- ・平成 20年 自然体験学習センター「森の未来館」開館
- ・平成 21年 諸証明サービスコーナー（ウイングプラザ内）開設
- ・平成 21年 環境基本計画行動計画策定
- ・平成 21年 市民参画と協働によるまちづくり推進条例施行
- ・平成 22年 第五次栗東市総合計画策定
- ・平成 23年 市制施行10周年
- ・平成 24年 栗東観光案内所（JR手原駅構内）開設〈人口6万6千人突破〉

- ・平成 24 年 路上喫煙防止に関する条例施行（議員提案）
- ・平成 25 年 議会基本条例の制定
- ・平成 26 年 第五次栗東市総合計画後期基本計画策定
- ・平成 27 年 栗東市総合戦略、栗東市人口ビジョン策定
- ・平成 28 年 栗東湖南インターチェンジ設置
- ・平成 28 年 市制施行 15 周年〈人口 6 万 8 千人突破〉
- ・平成 30 年 危機管理センター開館
- ・平成 30 年 新・学校給食共同調理場竣工
- ・令和 元年 人口 7 万人突破
- ・令和 2 年 第六次栗東市総合計画前期基本計画策定
- ・令和 3 年 栗東はつらつ 100 歳条例の制定
- ・令和 3 年 市制施行 20 周年
- ・令和 4 年 栗東市議会議員政治倫理条例の制定

【第六次総合計画抜粋】

1. 将来都市像

ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東

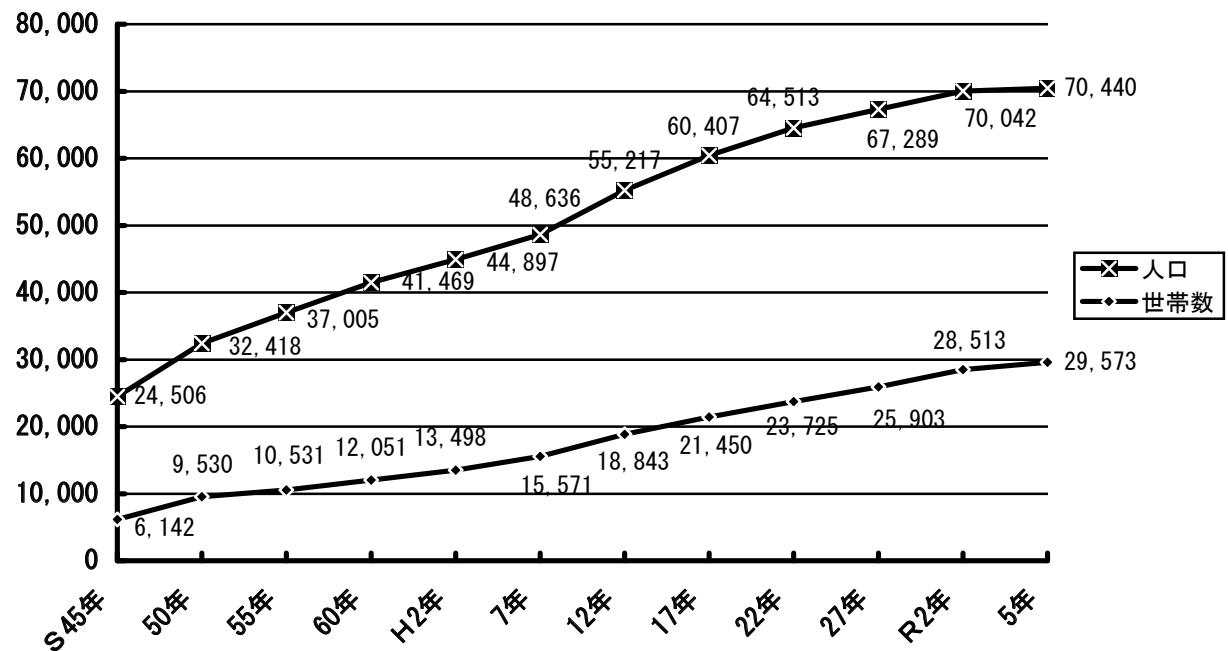
2. まちづくりの基本理念

- 効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めるため、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を進めます。
- 立地特性を生かした地域活性化やコミュニティの再生を進めるため、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」を進めます。
- まちの個性や特長を伸ばしていくため、「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」を進めます。

3. まちづくりの基本目標

- (1) 経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち
 - ・市内で経済活動や投資が循環する仕組みづくりを進めます。
 - ・地域産業の定着・活性化と新たな産業拠点の形成で、多様な就労機会を創出します。
- (2) 自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち
 - ・子どもたちの「生きる力」を幼少期から育みます。
 - ・様々な触れ合いの機会等を通じて、地域ぐるみで子どもを育む取り組みを支援します。
- (3) 健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生が実現しているまち
 - ・自分らしく、いきいきと健康に生活できる期間を延ばす取り組みを推進します。
 - ・地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。
- (4) 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けるまち
 - ・誰も取り残さないあたたかい地域社会づくりを進めます。
 - ・まちの一体感の醸成と市内外の交流による賑わいを創出します。
 - ・緊急時に自分自身の命を自分で守る行動ができ、助け合える地域コミュニティを育成します。
- (5) 参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち
 - ・互いに支え合える、市民同士、市民と行政の信頼関係を育みます。
 - ・新たな公民連携のあり方を研究・追及します。

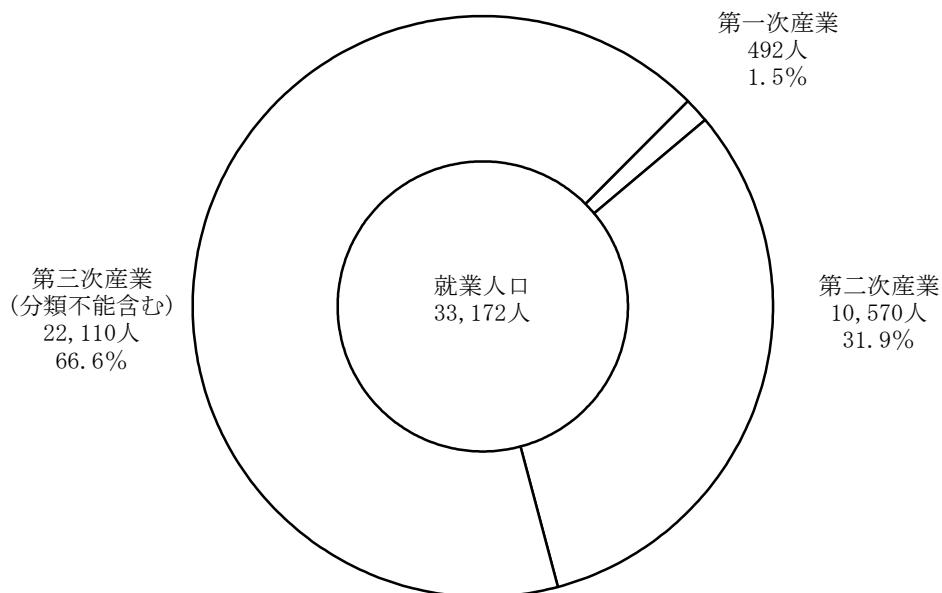
3. 人口の推移



(毎年4月1日現在)

年 内 容 \ 年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 口 (人)	69,560	70,042	70,166	70,173	70,440
男	34,644	34,912	34,953	34,903	35,086
女	34,916	35,130	35,213	35,270	35,354
世帯数	27,951	28,513	28,885	29,139	29,573
増加数 (人)	743	482	124	7	267
人口密度 (人/km ²)	1,320	1,329	1,332	1,332	1,335

4. 産業別就業人口



(令和2年国勢調査)

5. 用途地域指定の状況

(令和3年3月30日変更)

区分	面積(ha)	構成比(%)
行政区域	5,269.0	100.0
都市計画区域	5,269.0	100.0
市街化区域	1,440.8	27.3
市街化調整区域	3,828.2	72.7
用途地域	第一種低層住居専用地域	41.8
	第二種低層住居専用地域	14.3
	第一種中高層住居専用地域	132.9
	第二種中高層住居専用地域	252.5
地城	第一種住居地域	231.1
	第二種住居地域	200.2
	準住居地域	—
	近隣商業地域	111.0
	商業地域	31.9
	準工業地域	143.4
	工業地域	241.4
	工業専用地域	40.3
合計		1,440.8
		100.0

6. 公共施設等

(令和5年4月1日現在)

区分	主な施設名
教育・文化 体育施設	幼稚園(8)、小学校(9)、中学校(3)、県立高校(2)、県立聾話学校、学習支援センター、コミュニティセンター(9)、学校給食共同調理場、図書館、西図書館、歴史民俗博物館、出土文化財センター、栗東運動公園、野洲川運動公園、体育館(3)、治田西スポーツセンター、平谷球場、自然観察の森、芸術文化会館さきら、自然体験学習センター（森の未来館）
厚生・福祉 施設	保育園(25 うち法人立認可 10)、小規模保育施設 7、家庭的保育園 1)、認定こども園、児童館(9)、学童保育所(18 うち法人立 8)、老人福祉センター(3)、身体障害者デイサービスセンター、地域総合センター（ひだまりの家）、障害児地域活動施設
保健・衛生 施設	総合福祉保健センター（なごやかセンター）、環境センター（廃棄物中間処理施設）
防災施設	湖南広域消防局、中消防署、中消防署出張所、危機管理センター
公園	児童遊園(263)、都市公園(34)
その他の施設	自然活用総合管理棟(道の駅こんぜの里りつとう)、こんぜの里バンガロー村、シルバーワークプラザ、森林体験交流センター（森遊館）、農産物加工施設（道の駅アグリの郷栗東）、県立工業技術総合センター、農業技術振興センター花き・果樹分場、金勝山滋賀日産リーフの森（県民の森）、県立栗東体育館

※括弧内の数値は施設数

II. 議会

1. 議会基本条例

本市議会では、地方分権時代にふさわしい議会を目指し、市民の皆さんにわかりやすく、参画できる議会に、また、合議機関として一緒に考えながら十分な議論ができる議会に改革し、「市民によく見え、魅力ある議会」を築いていくことが、信頼される議会としてのるべき姿と位置づけ、協議・検討を重ね、議員提案により『栗東市議会基本条例』を平成26年4月1日から施行しました。

<本条例の特徴>

議会報告会・懇談会、請願者等の意見陳述、反問権の付与、議員間討議などを盛り込んで議論の活発化を図ります。また、本条例が、社会情勢の変化などに照らして制度の改善が必要な場合は、条例を改正することも規定しており、継続的に見直しを行っていくこととしています。

<主な内容>

① 積極的な情報公開（第7条関係）

積極的な情報公開と開かれた議会運営とするため、すべての会議は原則公開とします。

② 議会報告会の実施（第8条関係）

議決事項や議会運営について、市民への説明責任を果たすため、地域に出向いて直接報告、説明する議会報告会を実施します。

議会報告会の開催状況（平成25年から平成29年は4会場、平成30年からは1会場、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

	開催回数（回）	参加者（人）
平成25年	4	70
平成26年	4	77
平成27年	4	57
平成28年	4	55
平成29年	4	44
平成30年	1	19
令和元年	1	19
令和4年度	1（動画をネットに公開）	全635回視聴

③ 反問権の付与（第11条関係）…P19

本会議及び委員会において、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし、議論を深めるため、市長等は議長又は委員長の許可を得て、反問（逆質問）することができます。

2. 議員定数・党派等

(1) 法定数・現員数

○ 条例定数 18人（平成22年6月29日条例第14号）

○ 現 員 数 18人（令和5年6月1日現在）

○ 任 期 令和5年6月1日～令和9年5月31日

(2) 党派別

党 派	自 民	公 明	共 産	維 新	無 所 属	計
人 員	0	2	2	1	13	18

(令和5年6月1日現在) 単位:人

(3) 会派別

会 派	新政会	ネット	公 明	共産党	究 理	未 来	計
人 員	8	3	2	2	2	1	18

(令和5年6月1日現在) 単位:人

※会派の正式名称は次の通り ネット（栗東市民ネットワーク）、公明（公明栗東）、
共産党（日本共産党栗東市議団）、究理（究理の会）、未来（未来創造りっとう）

(4) 年齢別・当選回数別議員数

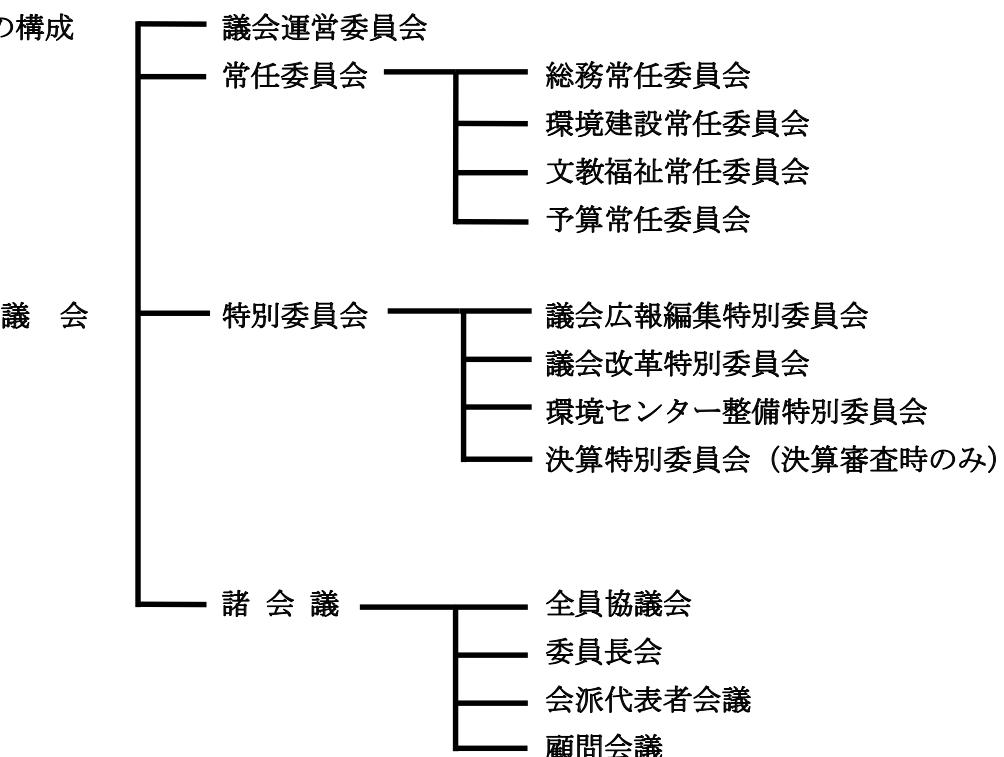
回 数 年齢	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	計
70～79 歳		1	1						2
60～69 歳	1		1			1			3
50～59 歳	3	4	3	1					11
40～49 歳		1							1
30～39 歳	1								1
計	5	6	5	1		1			18

(令和5年6月1日現在) 単位:人

<最年長 72歳 ・ 最年少 38歳 ・ 平均年齢 56.3歳>

3. 議会構成

(1) 議会の構成



(2) 議会運営委員会の調査事項

委員会名	定 数	調査事項	任期
議会運営	7人以内	議会運営に関する事項並びに議長の諮問について	2年*

*委員会条例第4条の2第3項

◆議会運営委員会について

- ① 委員の選任は、各会派(所属議員2人以上)から所属議員の比率により議長が選任する。
ただし、会派が多数又は少数となり所属議員の比率による選任が困難になった場合は、所属議員の比率にかかわらず、会派代表者及び会派に属さない議員の意見を聞き、議長が選任する。
- ② 議長及び副議長は、会議に出席して発言することができる。
- ③ 会派に属さない議員は、委員長の許可によりオブザーバーとして会議に出席することができる。なお、当該議員は委員長の求めに応じて発言することができる。
- ④ オブザーバーとして出席できる議員は、議会運営委員以外で議長が認めた会派に属さない議員の代表者とする。

(3) 常任委員会の所管事項及び閉会中調査事項

委員会名	定数	所 管 事 項	閉会中調査事項
総務	6	危機管理局、市長公室、政策推進部、総務部、市民部に関する事項、他の委員会に属さない事項	市民の安全・安心と地域創造及び財政について
環境建設	6	環境経済部、建設部、上下水道事業所に関する事項	都市基盤整備及び農林商工業の活性化、環境保全について
文教福祉	6	健康福祉部、こども家庭局、教育委員会に関する事項	今後の教育と福祉及び文化・スポーツのあり方について
予算	17	予算及びこれに関する事項	

(4) 特別委員会の調査事項

委員会名	定数	所 管 事 項	設 置
議会広報編集	6	議会広報編集について	令和5年6月5日
議会改革	17	議会改革の推進について	令和5年6月29日
環境センター整備	8	環境施設の整備、更新について	令和5年6月29日
決 算	16	決算の審査について	令和5年6月29日

4. 栗東市歴代議長・副議長・議会選出監査委員・議員名簿

(1) 議長

(令和5年6月5日現在)

就任順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	西村千代治	平成13年6月7日	平成15年5月31日
2	北野一郎	15年6月5日	16年5月31日
3	三浦忠一郎	16年5月31日	17年5月31日
4	中前純一	17年5月31日	18年5月31日
5	宇野哲	18年5月31日	18年10月30日
6	三木敏達	18年10月30日	19年5月31日
7	野村昌弘	19年6月5日	20年5月30日
8	久徳政和	20年5月30日	21年5月29日
9	太田利貞	21年5月29日	22年5月31日
10	高野正勝	22年5月31日	23年5月31日
11	山本章	23年6月3日	24年5月31日
12	下田善一郎	24年5月31日	25年5月31日
13	藤田啓仁	25年5月31日	26年5月30日
14	高野正勝	26年5月30日	27年5月31日
15	藤田啓仁	27年6月3日	28年5月27日
16	寺田範雄	28年5月27日	29年5月30日
17	小竹庸介	29年5月30日	30年5月28日
18	上田忠博	30年5月28日	令和元年5月31日
19	藤田啓仁	令和元年6月5日	2年5月29日
20	田中英樹	2年5月29日	3年5月31日
21	三木敏嗣	3年5月31日	4年5月27日
22	田中英樹	4年5月27日	5年3月31日
23	野々村照美	5年4月10日	5年5月31日
24	上田忠博	5年6月5日	在任中

(2) 副議長

(令和5年6月5日現在)

就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	三木 敏達	平成13年 6月 7日	平成14年 6月 4日
2	三浦 忠一郎	14年 6月 4日	15年 5月 31日
3	野村 昌弘	15年 6月 5日	16年 5月 31日
4	久徳 政和	16年 5月 31日	17年 5月 31日
5	馬場 美代子	17年 5月 31日	18年 5月 31日
6	川崎 等	18年 5月 31日	19年 3月 29日
7	國松 篤	19年 3月 30日	19年 5月 31日
8	高野 正勝	19年 6月 5日	20年 5月 30日
9	太田 利貞	20年 5月 30日	21年 5月 29日
10	池田 久代	21年 5月 29日	22年 5月 31日
11	山本 章	22年 5月 31日	23年 5月 31日
12	下田 善一郎	23年 6月 3日	24年 5月 31日
13	藤田 啓仁	24年 5月 31日	25年 5月 31日
14	林 好男	25年 5月 31日	26年 5月 30日
15	北川 健二	26年 5月 30日	27年 5月 31日
16	寺田 篤雄	27年 6月 3日	28年 5月 27日
17	田村 隆光	28年 5月 27日	29年 5月 30日
18	上田 忠博	29年 5月 30日	30年 5月 28日
19	武村 賞	30年 5月 28日	令和元年 5月 28日
20	田中 英樹	令和元年 6月 5日	2年 5月 29日
21	三木 敏嗣	2年 5月 29日	3年 5月 31日
22	片岡 勝哉	3年 5月 31日	4年 5月 27日
23	中村 昌司	4年 5月 27日	5年 5月 31日
24	中野 光一	5年 6月 5日	在任中

(3) 議会選出監査委員

(令和5年6月13日現在)

就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	北野一郎	平成13年6月14日	平成14年6月4日
2	中前純一	14年6月13日	15年5月31日
3	三浦忠一郎	15年6月24日	16年5月31日
4	宇野哲	16年6月10日	17年5月31日
5	川崎等	17年6月10日	18年5月31日
6	三木敏達	18年7月19日	18年11月24日
7	中前純一	18年12月6日	19年5月31日
8	太田利貞	19年6月22日	20年5月30日
9	野村昌弘	20年6月11日	21年5月29日
10	久徳政和	21年6月10日	22年5月31日
11	太田利貞	22年6月10日	23年5月31日
12	高野正勝	23年6月21日	24年5月31日
13	山本章	24年6月11日	25年5月31日
14	下田善一郎	25年6月10日	26年5月19日
15	山本章	26年6月9日	27年5月31日
16	林好男	27年6月22日	28年6月8日
17	上田忠博	28年6月9日	29年5月30日
18	寺田範雄	29年6月12日	30年6月4日
19	小竹庸介	30年6月5日	令和元年5月31日
20	三木敏嗣	令和元年6月14日	2年6月8日
21	藤田啓仁	2年6月9日	3年6月9日
22	田中英樹	3年6月10日	4年6月8日
23	中野光一	4年6月20日	5年5月31日
24	三木敏嗣	5年6月13日	在任中

(4) 議員名簿

(令和5年6月29日現在)

期数	氏 名	常任委員会等	特別委員会等	会派
議長 4	上田忠博	—	—	新政会
副議長 3	中野光一	総務	決算	新政会
6	田村隆光	環境建設	環境センター整備、決算	栗東市民ネットワーク
3	武村賞	◎環境建設	◎環境センター整備、決算	究理の会
3	櫻井浩司	文教福祉 議会運営	決算	究理の会
監査 3	三木敏嗣	環境建設		新政会
3	上石田昌子	○総務 ○予算 ○議会運営	決算	栗東市民ネットワーク
2	青木千尋	○文教福祉	決算	日本共産党 栗東市議団
2	里内英幸	環境建設 ◎議会運営	議会広報編集、 ○環境センター整備、決算	新政会
2	川嶋恵	○総務 ○予算 議会運営	○議会改革、決算	公明栗東
2	梶原美保	○環境建設	環境センター整備、◎議会改革、 ○決算	新政会
2	西田聰	◎文教福祉 議会運営	環境センター整備、決算	新政会
2	伊吹裕	環境建設 議会運営	◎議会広報編集、 環境センター整備、決算	日本共産党 栗東市議団
1	塙見隆	文教福祉	環境センター整備、決算	公明栗東
1	寺田靖広	総務 議会運営	議会広報編集、○決算	新政会
1	島田利恵	総務	議会広報編集、 環境センター整備、決算	未来創造 りつとう
1	奥村明	文教福祉	議会広報編集、決算	新政会
1	谷口律香	文教福祉	○議会広報編集、決算	栗東市民 ネットワーク

◎委員長 ○副委員長

※議長を除く全議員が予算常任委員会、議会改革特別委員会に所属

5. 議会運営に関する主な事項

(1) 定例会の招集回数及び時期

- ・定例会は毎年4回とし、概ね3月、6月、9月及び12月に招集される。

(2) 本会議の会議時間

- ・会議時間は、午前9時30分から午後5時00分までとする。

(3) 議案書等配布

- ・市長から提出される当初議案書、その他関係資料は、招集日7日前（告示日）に各議員宅へ直接配布する。また、議長の招集告知、個人質問通告書の所定用紙、請願書・陳情書・要望書等及び議案等の取扱い予定表も同封する。

(4) 議案付託

- ・議案は、人事案件、専決案件（予算関係を除く）、議員提出案件（意見書・決議等）及び委員会提出議案を除き、所管の常任委員会に付託する。

(5) 意見書及び決議書の取り扱い

- ・受理後各議員に送付（メール、FAX等）し、議会運営委員会で取り扱い方を検討する。

(6) 個人質問の取り扱い

① 質問通告書

- ・個人質問においては、一般質問のほか議案質疑も行うことができる。
- ・質問者は、議長に質問の全文を文書で通告しなければならない。
- ・質問通告書は、定例会初日の2日前（土・日・祝日を除く）の正午までに提出する。
- ・個人質問通告書の写しを議員に配布している。

② 発言順位

- ・運用としては、通告書受付順とするのが例である。

③ 発言回数・時間制限

- ・回数については、制限しない。
- ・発言時間は、質問者は30分以内（時間計測）とし、答弁者も概ね30分以内とする。
- ・質問者の発言は、1回目は登壇して、2回目以降は質問席から行う。答弁者の発言は、1回目は登壇して、2回目以降は自席から行う。

- ・代表質問を行った議員も、個人質問をすることができる。

(7) 反問権

市長等は、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。（議会基本条例第11条）

① 反問できるもの

- ・本会議 個人質問の答弁者（市長や教育長など）
- ・委員会 課長職以上の答弁者

② 反問の範囲

- ・質問の趣旨や背景を確認すること。
- ・質問の根拠の確認。

質問に引用された数値などの出典、政策提言の場合の財政負担及び効果の見込み等

③ 反問とはいわないこと

- ・反駁や反論

※反駁：他から受けた反対・非難に対して逆に論じ返すこと。

※反論：反対（批判）されたことに対して言い返すこと。

④ 取り扱いについて

- ・反問の回数は、同一議員の質問に対し、2回まで反問を行うことができる。
- ・理事者側の反問時間の制限は設けない。
- ・反問に要する時間は、質問時間には含めない。

(8) 代表質問の取り扱い

① 質問通告書

- ・代表質問は、所信表明又は施政方針・教育方針が提出される定例会（市長就任後初の定期会又は毎年3月定期会）において各会派（所属議員2人以上）が行うものとする。
- ・代表質問者は、各会派1人とし、議長にその全文を文書で通告しなければならない。

② 発言順位

- ・発言順位は、各会派順番制とする。

③ 発言回数・時間制限

- ・回数については、2回までとする。
- ・発言時間は、45分以内（時間計測）とし、答弁者も概ね45分以内とする。
- ・質問者の発言は、1回目は登壇して、2回目は質問席から行う。答弁者の発言は、1回目は登壇して、2回目は自席から行う。
- ・関連質問は認めない。

(9) 質疑について

- ・追加提出議案、議員提出案件（意見書、決議等）、委員会提出議案、請願書又は臨時会提出案件等、通告をする時間がない緊急的案件は、議長の許可を得て質疑を行う。
- ・質疑の回数については、一議題につき3回までとし、自席で行う。

(10) 討論について

- ・討論は全て登壇制とし、討論の順序は議長が定める。
- ・委員会に付託された議案に対する討論は通告制とし、反対討論は採決前々日の正午までに、賛成討論は採決前日の正午までにその要旨を文書で議長に提出する。
(ただし、当該日が休日の場合は、その前日)
- ・定例会開会7日前の議会運営委員会までの閉会中に、委員会審査が終わった議案等（継続審査案件）の討論通告は、当該議会運営委員会を採決日とみなし、反対討論は採決前々日の正午までに、賛成討論は採決前日の正午までにその要旨を文書で議長に提出する。
(ただし、当該日が休日の場合は、その前日)
- ・即決議案又は臨時会で委員会に付託された議案等は、議長の許可により討論を行う。

(11) 請願書・陳情書等について

① 提出期限および取り扱いについて

○ 請願書

定例会開会7日前の議会運営委員会の前日（当該日が休日の場合はその前日）の正午までとし、個人質問最終日に上程し、所管の委員会に付託する。

本会議での上程は、局長が要旨を朗読し、議長が付託先を宣言する。なお、提出期限以降に提出された場合は、次期定例会において前記同様の取り扱いとする。

○ 陳情書、要望書等

定例会開会7日前の議会運営委員会の前日（当該日が休日の場合はその前日）の正午までとし、定例会会期中における所管委員会の協議事項とする。提出期限以降に提出された場合は、次期定例会において前記同様の取り扱いとする。なお、請願書、陳情書等については写しを全議員・執行部に配布している。

また、郵送による陳情書、要望書等については、全議員に配布のみとすることを原則とする。

② 会議での直接説明

事前に請願者等から要請があった場合、常任委員会の場において説明の機会を保障するものとする。

③ 審査結果の通知

請願書の審議結果は、結果のいかんを問わず、請願者に文書で通知する。

(12) 全員協議会

議案審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う為の場として開催する。

また、定例全員協議会として、議会定例会前月（2月、5月、8月、11月）の年4回開催をする。（平成22年2月より実施）

(13) 議会の傍聴

本会議や委員会、全員協議会は、特定の場合を除き公開しており、個人でも団体でも自由に傍聴することができる。

また、聴覚に障がいのある方からの申請により、手話通訳者の配置を行う。

6. 議会の活動状況

(1) 本会議開催状況

(令和4年1月～令和4年12月)

会議		会期	会期日数	本会議日数	延審議時間
定例会	第1回(3月)	2月28日～3月24日	25	5	16時間05分
	第3回(6月)	6月9日～6月28日	20	5	12時間19分
	第4回(9月)	9月5日～10月3日	29	4	9時間18分
	第6回(12月)	12月5日～12月23日	19	4	9時間41分
臨時会	第2回	5月25日	1	1	1時間10分
	第5回	10月21日	1	1	18分
合			計	95	20
					48時間51分

(2) 議案等議決状況

(令和4年1月～令和4年12月)

区分 会議	付議事件									結果									
	市長提出						議員提出			件	可	承	認	同	適	繼	否	撤	件
	条例	予算	決算	人	専事	その他の	条例・規則	意見書	その他・決議										
定例会	第1回(3月)	15	23	0	3	0	0	0	1	42	39	0	0	2	1	0	0	0	42
	第3回(6月)	4	4	0	1	3	3	3	2	1	21	13	3	0	1	0	0	4	0
	第4回(9月)	3	3	10	6	0	4	0	1	0	27	11	0	10	4	2	0	0	0
	第6回(12月)	4	9	0	0	0	2	0	2	0	17	15	0	0	0	0	0	2	0
臨時会	第2回(5月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第5回(10月)	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計		26	40	10	10	3	9	3	5	2	108	79	3	10	7	3	0	6	0
																			108

(3) 定例会の会期日程（令和4年）

3月定例会

6月定例会

月/日	曜	区分	内 容	月/日	曜	区分	内 容
2/28	月	本会議 開 会	監査報告、施政方針、 教育方針、委員会中間 報告、議案上程	6/9	木	本会議 開 会	委員会中間報告、議案 上程
3/1	火	休 会		10	金	休 会	
2	水	"		11	土	"	
3	木	"		12	日	"	
4	金	"		13	月	"	
5	土	"		14	火	"	
6	日	"		15	水	"	
7	月	本会議 再 開	代表質問（4会派）	16	木	本会議 再 開	個人質問（6人）
8	火	"	個人質問（5人）	17	金	"	個人質問（4人）
9	水	"	個人質問（5人）	18	土	"	
10	木	休 会		19	日	"	
11	金	"	予算常任委員会	20	月	"	個人質問（2人）
12	土	"		21	火	"	予算常任委員会
13	日	"		22	水	"	総務・環境建設・文教 福祉 各常任委員会
14	月	"	予算常任委員会	23	木	"	
15	火	"	予算常任委員会	24	金	"	
16	水	"	予算常任委員会	25	土	"	
17	木	"	総務・環境建設・文教 福祉 常任委員会	26	日	"	
18	金	"		27	月	"	
19	土	"		28	火	本会議 再 開	委員長報告・採決
20	日	"					
21	月	"					
22	火	"					
23	水						
24	木	本会議 再 開	委員長報告・採決				

9月定例会

12月定例会

月/日	曜	区分	内 容	月/日	曜	区分	内 容
9/5	月	本会議 開 会	委員会中間報告、議案上程	12/5	月	本会議 開 会	委員会中間報告、議案上程
6	火	休 会		6	火	休 会	
7	水			7	水	"	
8	木	"		8	木	"	
9	金	"		9	金	"	
10	土	"		10	土	"	
11	日	"		11	日	"	
12	月	本会議 再 開	個人質問(7人)	12	月	本会議 再 開	代表質問(5会派)
13	火	"	個人質問(5人)	13	火	"	個人質問(7人)
14	水	休 会		14	水	休 会	
15	木	"	予算常任委員会	15	木	"	予算常任委員会
16	金	"	総務・環境建設・文教福祉 各常任委員会	16	金	"	総務・環境建設・文教福祉 各常任委員会
17	土	"		17	土	"	
18	日	"		18	日	"	
19	月	"		19	月	"	
20	火	"		20	火	"	
21	水	"	決算特別委員会	21	水	"	
22	木	"	決算特別委員会	22	木	"	
23	金	"	決算特別委員会	23	金	本会議 再 開	委員長報告・採決
24	土	"					
25	日	"					
26	月	"					
27	火	"	決算特別委員会				
28	水	"	決算特別委員会				
29	木	"					
30	金	"					
10/1	土	"					
2	日	"					
3	月	本会議 再 開	委員長報告・採決				

(4) 委員会開催状況（令和4年1月～令和4年12月）

○ 議会運営委員会の会議日数

名 称	委 員 会 開 催 日 数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
議 会 運 営	9	7	16	0

○ 常任委員会の会議日数

名 称	委 員 会 開 催 日 数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
総 务	6	0	6	2
環 境 建 設	5	0	5	2
文 教 福 祉	5	0	5	2
予 算	11	0	11	0

○ 特別委員会の会議日数

名 称	委 員 会 開 催 日 数			管外行政視察日数
	会期中	閉会中	計	
議 会 改 革	1	5	6	0
議会改革推進部会	2	6	8	0
政治倫理条例検討部会	1	2	3	0
New ICT 化推進部会	0	2	2	0
国道バイパス整備促進	0	1	1	0
議 会 広 報 編 集	4	8	12	0
火 葬 場 及 び 環 境 セ ン タ ー 整 備	0	2	2	3
決 算 (令和4年10月3日終結)	5	0	5	0

○ 全員協議会・委員長会

名 称	委 員 会 開 催 日 数			備 考
	会期中	閉会中	計	
全 員 協 議 会	1	5	6	
委 員 長 会	4	4	8	委員会開催日程調整等
議 会 説 明 会	0	10	10	

(5) 傍聴者数（令和4年1月～令和4年12月）

区 分	一 般 傍 聽 者
第1回（3月）定例会	18
第2回（5月）臨時会	2
第3回（6月）定例会	43
第4回（9月）臨時会	1
第5回（10月）定例会	0
第6回（12月）定例会	14
計	78

(6) 請願書、意見書、決議の審議結果（令和4年1月～令和4年12月）

○ 請願書

番 号	件 名	上 程 日	議 決 日	結 果
10	加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める請願	3/9	3/24	趣旨採択
11	公立の幼稚園・小中学校の週5日の完全給食を求める請願	6/20	12/23	採択
12	緊急事態条項の創設に反対する意見書の提出を求める請願書	12/13	12/23	不採択

○決議

番号	件名	上程日	議決日	結果
1	ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議	3/7	3/7	可決
2	栗東市長に対する問責決議	6/28	6/28	否決

○意見書

番号	件名	上程日	議決日	結果
11	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書	6/28	6/28	否決
12	加齢性難聴の実態をつかむために特定健康診査・後期高齢者健康診査において聴力検査を求める意見書	6/28	6/28	可決
13	靈感商法等を取り締まる法改正と社会的問題のある団体との関係是非を求める意見書	10/3	10/3	可決
14	「健康保険証の原則廃止」の見直しを求める意見書	12/23	12/23	否決
15	新型コロナウイルス感染症の拡大のために検査・医療体制の抜本的強化を求める意見書	12/23	12/23	否決

(7) 陳情書、要望書、嘆願書審査状況（令和4年1月～令和4年12月）

○ 要望書

番号	件名	配布日	配布(協議)委員会
32	野洲川運動公園テニスコート改修の要望について	6/9	文教福祉常任委員会
33	地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望	12/5	環境建設常任委員会
34	今後の観光振興に関する要望書	12/5	環境建設常任委員会
35	令和5年度に向けた栗東市農業施策に関する要望書	12/5	環境建設常任委員会
36	学童保育事業についての要望書	12/5	文教福祉常任委員会
37	令和5年度こんぜの里周辺施設に関する要望書	12/5	環境建設常任委員会 文教福祉常任委員会
38	令和5年度森林・林業施策に関する要望書	12/5	環境建設常任委員会
39	令和5年度栗東市の農業、農村振興に関する要請書	12/5	環境建設常任委員会
40	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採決に関する要望書	12/5	文教福祉常任委員会

(8)委員会視察状況（令和4年1月～令和4年12月）

○ 常任委員会行政視察

委員会名	月 日	視 察 先	調 査 事 項
総務	11月8日	広島県尾道市	尾道市のDX推進に向けた取り組み
	11月9日	広島県呉市	呉市のDX推進に向けた取り組み
環境建設	11月14日	石川県輪島市	輪島市の白米千枚田についての取り組み
	11月15日	福井県大野市	出荷組織「おおの産直の会」について
文教福祉	11月14日	愛知県長久手市	買い物リハビリについて
	11月15日	神奈川県大和市	不登校特例校の取り組みについて

○特別委員会

委員会名	月 日	視 察 先	調 査 事 項
火葬場及び 環境センター 整備	8月24日	滋賀県守山市	もりやまエコパーク環境センター視察
	1月23日	山口県防府市	防府市クリーンセンターについて
	1月24日	佐賀県佐賀市	佐賀市清掃工場について

(9) 海外行政視察

○海外研修派遣（内規）に基づいて経費負担する。

実 施 状 況

（単位：人）

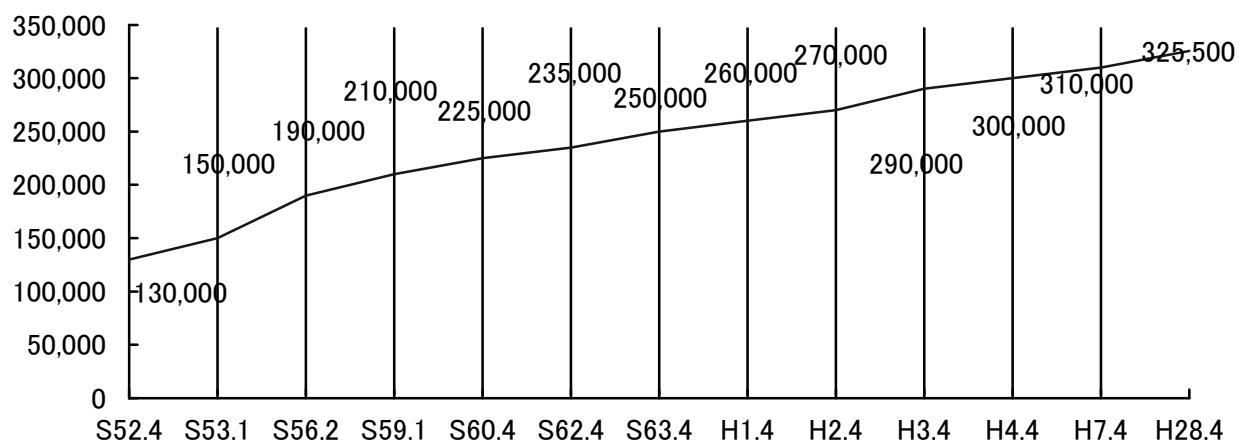
視察先	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20～R4
		1	—	2	1	—	1	1	1	—
欧 州	県議長会	1	—	2	1	—	1	1	1	—
	市（町）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 国	市（町）	1	—	1	—	—	1	—	1	—

7. 報酬・給料等（令和5年4月1日現在）

(1) 議員報酬・期末手当等

	報 酬	期 末 手 当 等
議 長	420,000円	6月期支給額 報酬×1.2（役職手当）×(100分の165)
副 議 長	357,000円	12月期支給額 報酬×1.2（役職手当）×(100分の165)
議 員	325,500円	

(2) 議員の報酬改正



(3) 旅 費

日 当 (1日につき)	宿 泊 料		食 駄 料 (一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

8. 議会刊行物

名 称	発行回数	発行部数	配 布 先	編 集 方 法
会議録	年4回 定例会終了後	1回あたり 15冊	情報公開コーナー、 図書館等	委託者により作成後、校正2回
議会だより	年4回 定例会終了後	1回あたり 29,100～ 29,600部	市内全世帯 市内企業等	議会広報編集特別委員会及び 事務局により作成
議会要覧	年1回	100～130部	議員、執行部、 来庁者、視察先	事務局で作成

(1) 本会議録

- 音声データ反訳とし、印刷製本までを委託している。 (平成20年4月～)
- 次期定例会までに作成し、図書館等に配布している。
本会議会議録作成委託料 …録音時間1時間あたり 12,900円【税抜】 (令和5年度)
- 栗東市ホームページ上に会議録検索システムを公開 (平成11年6月定例会～)

(2) 録画映像配信

- 本会議の録画映像をYouTubeにて配信している。 (平成29年3月～)

(3) 委員会録

- 各常任、特別委員会ごとに作成委託している。
- 音声データに収録の発言内容のすべてを反訳。
委員会会議録作成委託料 …録音時間1時間あたり 9,900円【税抜】 (令和5年度)

(4) 議会だより

- 議会の活動状況を市民に広報するもの。
創 刊 昭和47年4月15日 (令和5年5月1日 第206号発行)
配布対象 市内全世帯 (自治会等自治組織を通じて配布)

(5) 議会要覧

- 市の概況をはじめ、議会構成、運営及び審議状況などを掲載している。

9. 議会事務局

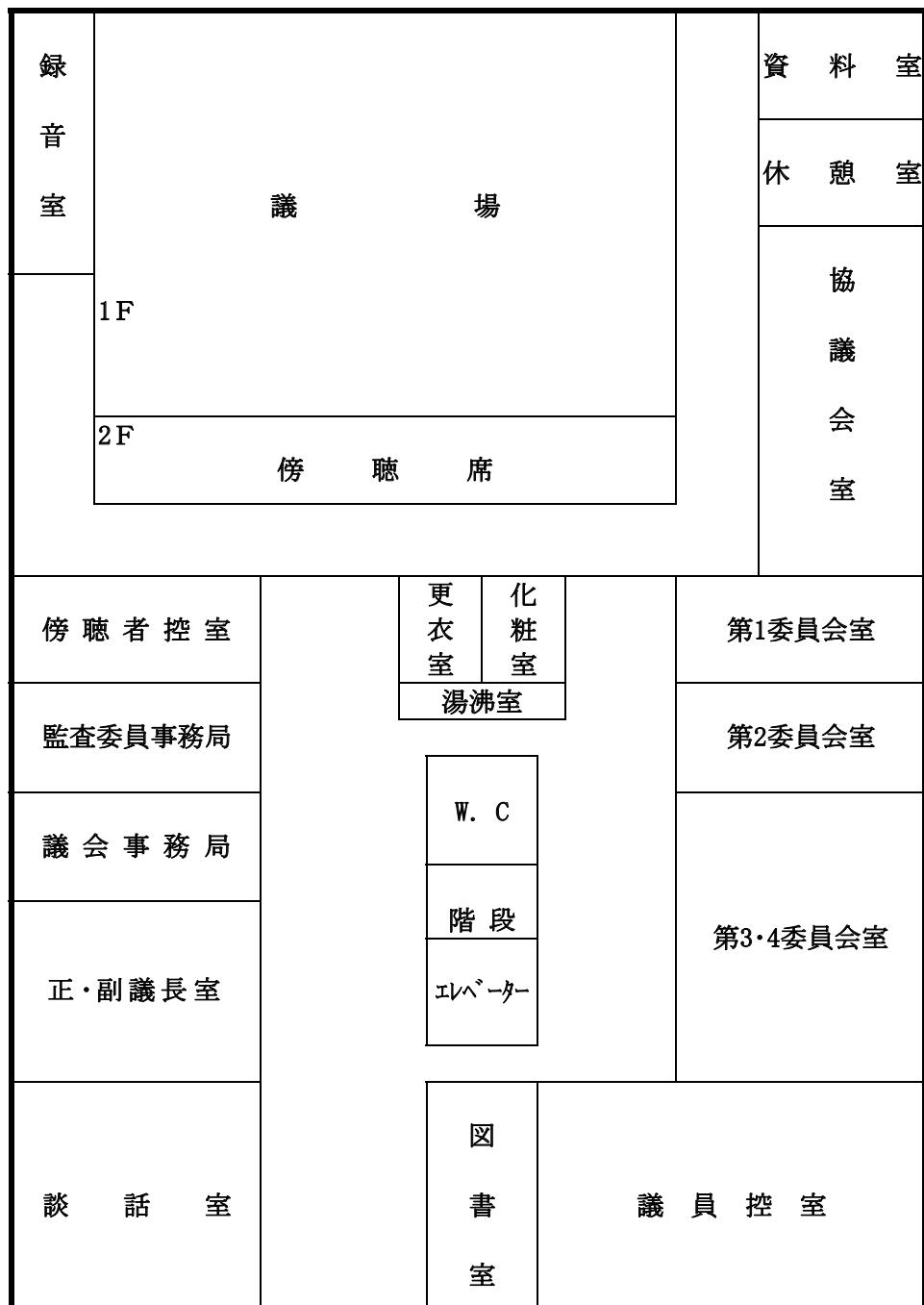
(1) 機構と職員数

条例定数 7人

現員数 6人

事務局長(1) — 課 長(1) — 係長(1) — 係(2) — 会計年度(1)

(2) 議会各室の配置図



(3) 議会の予算

(単位：千円)

区分	令和5年度当初予算	令和4年度当初予算
報酬	72,966	71,825
給料	17,018	19,694
職員手当等	36,312	37,807
共済費	32,031	33,043
報償費	405	245
旅費	2,706	2,961
交際費	160	160
需用費	5,917	5,776
役務費	1,296	767
委託料	4,481	4,480
使用料及び賃借料	3,585	2,676
工事請負費	0	1,075
負担金補助及び交付金	5,257	5,297
議会費計	182,134	185,806
一般会計歳出総額	26,929,000	26,367,000
構成比	0.68%	0.7%

III. 資料

1. 令和5年度一般会計当初予算

～歳入～

(単位 : 千円、%)

区分	年度		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		増 減 率
	当 初 予 算	構 成 比	当 初 予 算	構 成 比			
市 稅	13,692,100	50.85	13,481,800	51.13			1.6
地 方 譲 与 税	172,670	0.64	169,276	0.64			2.0
利 子 割 交 付 金	18,000	0.07	19,000	0.07			△ 5.3
配 当 割 交 付 金	51,000	0.19	47,000	0.18			8.5
株式等譲渡所得割交付金	77,000	0.29	80,000	0.30			△ 3.8
法 人 事 業 税 交 付 金	237,000	0.88	221,000	0.84			7.2
地 方 消 費 税 交 付 金	1,640,000	6.09	1,530,000	5.80			7.2
ゴルフ場利用税交付金	24,000	0.09	21,000	0.08			14.3
環 境 性 能 割 交 付 金	29,000	0.11	30,000	0.11			△ 3.3
地 方 特 例 交 付 金	111,000	0.41	114,681	0.43			△ 3.2
地 方 交 付 税	242,000	0.90	318,000	1.21			△ 23.9
交通安全対策特別交付金	8,400	0.03	8,500	0.03			△ 1.2
分 担 金 及 び 負 担 金	377,443	1.40	338,612	1.28			11.5
使 用 料 及 び 手 数 料	786,939	2.92	794,294	3.01			△ 0.9
国 庫 支 出 金	4,348,621	16.15	4,388,575	16.64			△ 0.9
県 支 出 金	2,070,346	7.69	1,793,673	6.80			15.4
財 产 収 入	61,747	0.23	72,842	0.28			△ 15.2
寄 附 金	162,306	0.60	146,200	0.55			11.0
繰 入 金	916,396	3.40	688,433	2.61			33.1
繰 越 金	100,000	0.37	100,000	0.38			0.0
諸 収 入	339,572	1.26	317,114	1.20			7.1
市 債	1,463,460	5.43	1,687,400	6.40			△ 13.3
歳 入 合 計	26,929,000	100	26,120,000	100			2.1

～歳出～

(単位：千円、%)

区分	年度	令和5年度		令和4年度		増減率
		当初予算	構成比	当初予算	構成比	
議会費		182,134	0.68	185,806	0.70	-2.0
総務費		2,470,696	9.17	2,496,795	9.47	-1.0
民生費		10,475,036	38.90	9,946,942	37.72	5.3
衛生費		2,644,227	9.82	2,585,381	9.81	2.3
労働費		50,118	0.19	50,946	0.19	-1.6
農林水産業費		395,365	1.47	377,470	1.43	4.7
商工費		336,491	1.25	473,757	1.80	-29.0
土木費		2,791,389	10.37	2,551,740	9.68	9.4
消防費		801,467	2.98	823,458	3.12	-2.7
教育費		3,418,752	12.70	3,394,153	12.87	0.7
公債費		3,353,325	12.45	3,470,552	13.16	-3.4
予備費		10,000	0.04	10,000	0.04	0.0
歳出合計		26,929,000	100.00	26,367,000	100.00	0.9

2. 令和5年度特別会計当初予算

(単位：千円、%)

区分	年度	令和5年度 当 初 予 算 額	令和4年度 当 初 予 算 額	増 減 率	備 考
土地取得特別会計		124,248	122,900	1.1	
国民健康保険特別会計		5,495,483	5,269,057	4.3	
後期高齢者特別会計		758,142	743,311	2.0	
介護保険特別会計		4,313,880	4,188,085	3.0	
栗東墓地公園特別会計		6,391	6,767	△ 5.6	
大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理 事業特別会計		65,613	63,211	3.8	
水道事業会計 (計)		1,372,957	1,347,516	1.9	収益的収支
		993,725	1,269,924	△ 21.7	資本的収支
		2,366,682	2,617,440	△ 9.6	
公共下水道事業会計 (計)		1,626,723	1,620,387	0.4	収益的収支
		1,610,228	1,709,193	△ 5.8	資本的収支
		3,236,951	3,329,580	△ 2.8	
農業集落排水事業 特別会計		37,600	36,649	2.6	
合 計		16,404,990	16,377,000	0.2	

3. 一般会計決算額の推移
(歳 入)

(単位：円・%)

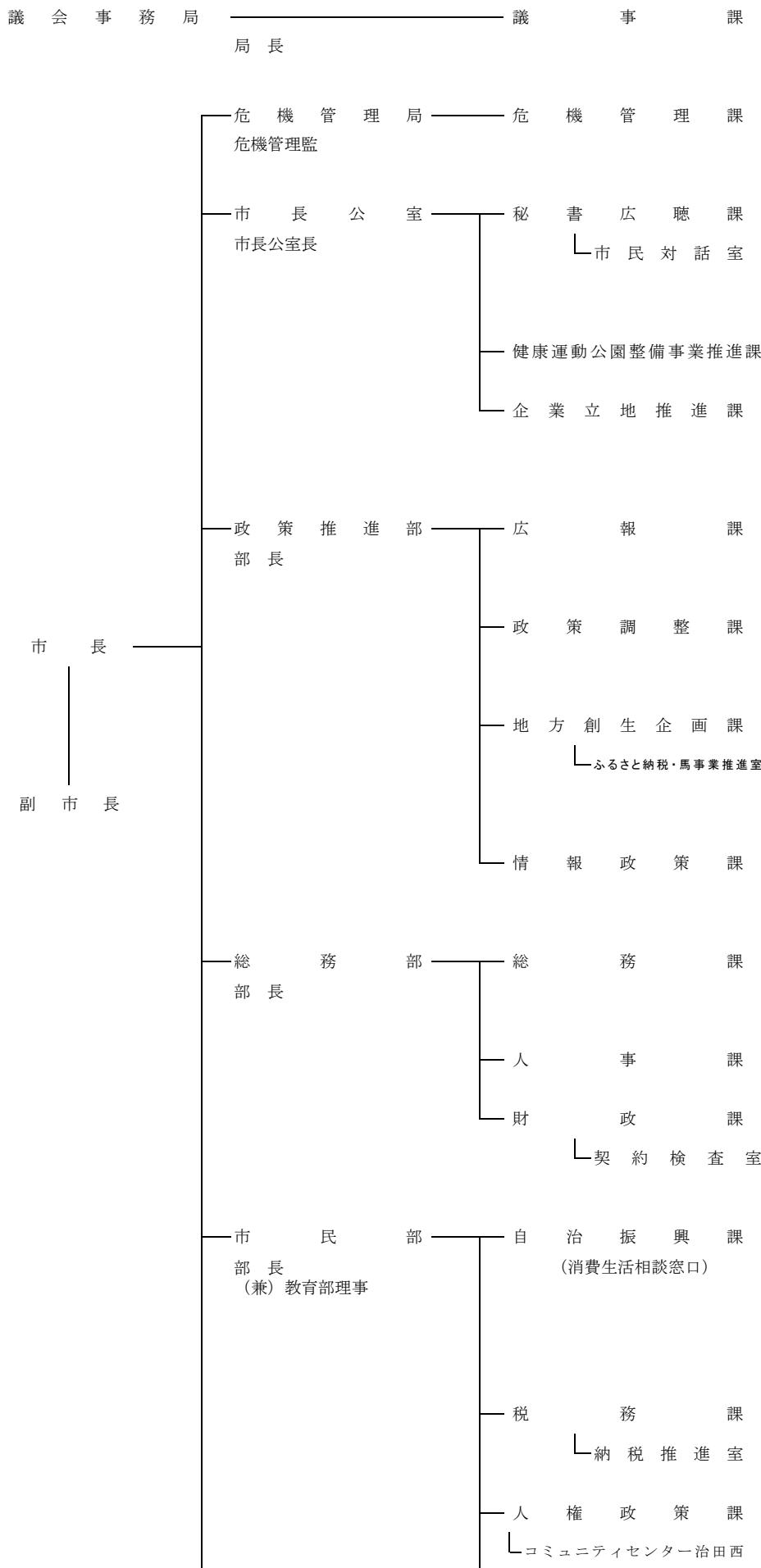
区分	年度			30			31(R1)			R2			R3		
		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比		金額	構成比
市 地 利 配	税	12,984,577,668	47.6	13,953,526,894	52.31	13,858,195,356	38.6	13,792,608,660	44.33						
方 子 株 法	議 割 式 事 業	与 付 金	174,552,000	0.6	178,652,017	0.67	171,399,000	0.48	175,866,000	0.57					
方 当 有	割 交 付 金	21,245,000	0.1	11,425,000	0.04	12,373,000	0.03	10,627,000	0.03						
方 株 有	等 議 渡 所 得 割 交 付 金	41,855,000	0.2	50,532,000	0.19	45,793,000	0.13	71,502,000	0.23						
方 事 業 税	税 交 付 金	—	—	38,750,000	0.1	34,692,000	0.13	59,048,000	0.16	85,494,000	0.27				
方 消 費	税 交 付 金	1,251,508,000	4.6	1,177,691,000	4.42	1,424,979,000	3.97	1,560,772,000	5.02						
ゴ ル フ 場 利 用 税	税 交 付 金	32,133,159	0.1	30,577,533	0.11	21,329,954	0.06	27,154,165	0.09						
自 動 車 取 得 税	税 交 付 金	70,581,000	0.3	40,366,123	0.15	—	—	—	—						
環 境 性 能 割 交 付 金	—	—	10,186,000	0.04	19,924,000	0.06	21,662,000	0.07							
地 方 特 例 交 付 金	—	—	340,889,000	1.28	108,320,000	0.30	213,339,000	0.69							
地 方 交 付 税	350,658,000	1.3	273,125,000	1.02	399,079,000	1.11	903,428,000	2.90							
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,862,000	0.0	7,799,000	0.03	8,581,000	0.02	8,409,000	0.03							
分 担 金 及 び 負 担 金	316,194,646	1.0	321,302,108	1.20	298,641,246	0.83	339,894,580	1.09							
使 用 料 及 び 手 数 料	1,065,118,761	3.9	947,370,886	3.55	738,888,738	2.06	747,490,823	2.40							
国 庫 支 出 金	4,098,644,470	15.0	4,237,296,268	15.89	12,277,237,033	15.89	6,790,515,833	21.83							
県 支 出 金	1,458,160,619	5.3	1,714,337,693	6.43	1,654,011,595	4.61	1,629,649,386	5.24							
財 産 収 入	105,004,293	0.4	240,823,487	0.90	131,334,602	0.37	113,656,561	0.37							
寄 附 金	105,815,782	0.4	128,450,992	0.48	187,897,200	0.52	188,368,500	0.61							
繰 入 金	1,317,646,000	4.8	467,481,000	1.75	364,634,000	1.02	69,880,000	0.22							
繰 越 収 入	547,190,605	2.0	554,697,301	2.08	727,967,332	2.03	484,810,050	1.56							
諸 債	344,066,051	1.3	508,742,726	1.91	1,510,462,571	4.21	1,629,178,095	5.24							
市 売 入	2,856,589,000	10.5	1,443,700,000	5.41	1,707,405,000	4.76	2,031,248,000	6.53							
歳 入 合 計	27,267,672,054	100.0	26,673,546,028	100.0	35,855,844,627	100.0	31,112,288,653	100.0							

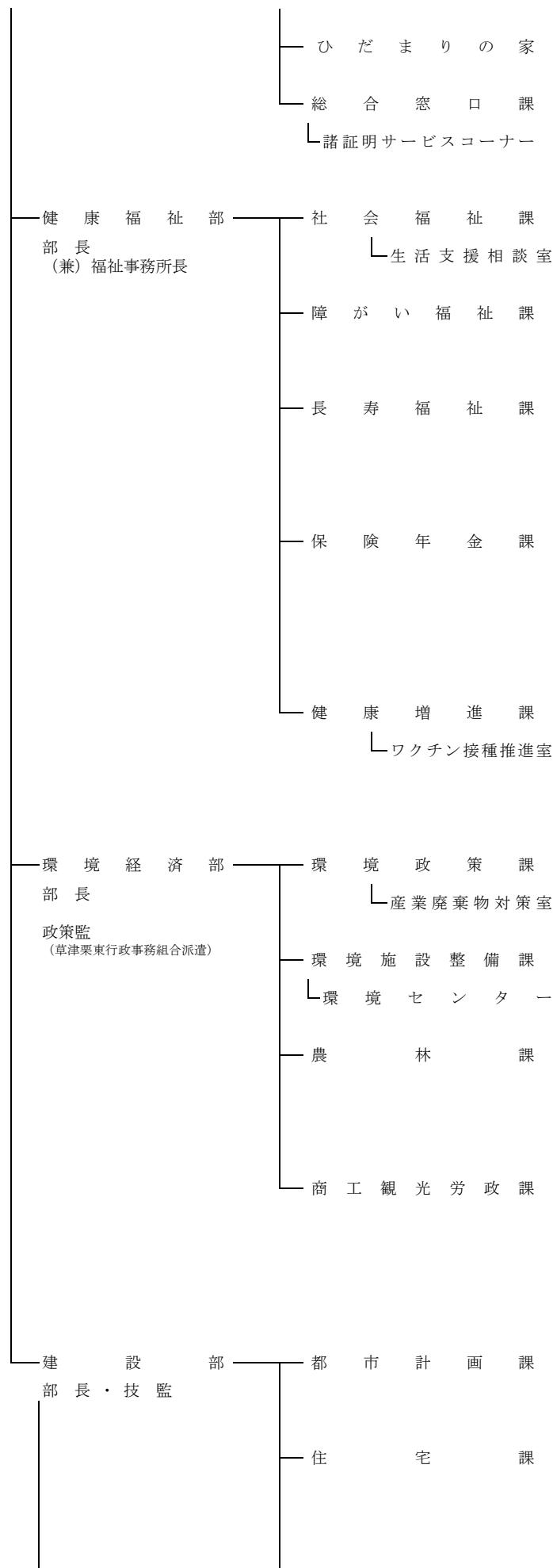
(歳 出)

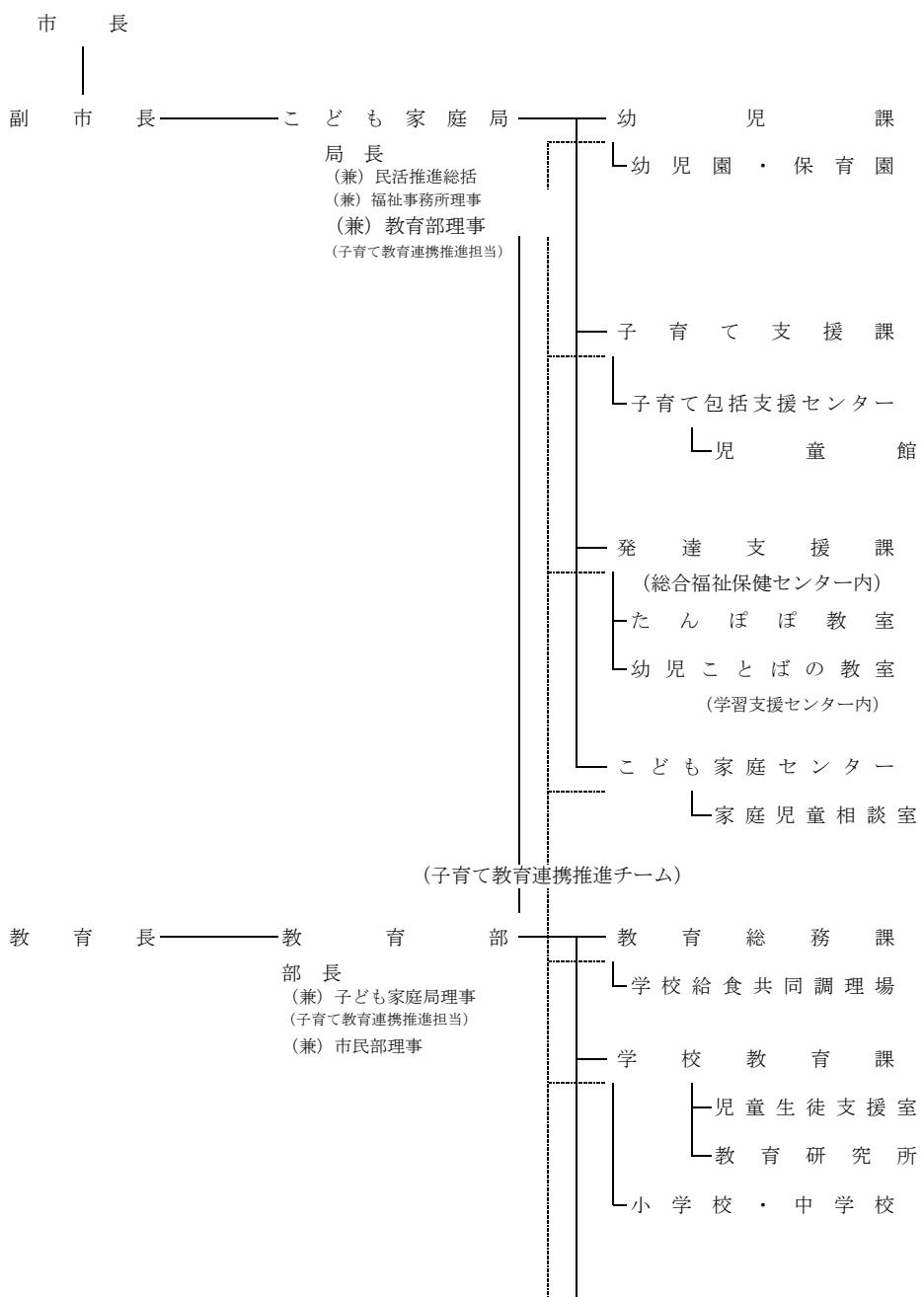
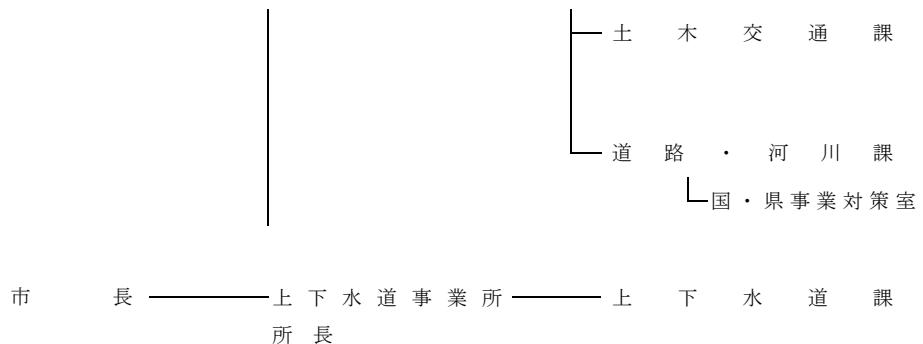
(単位：円・%)

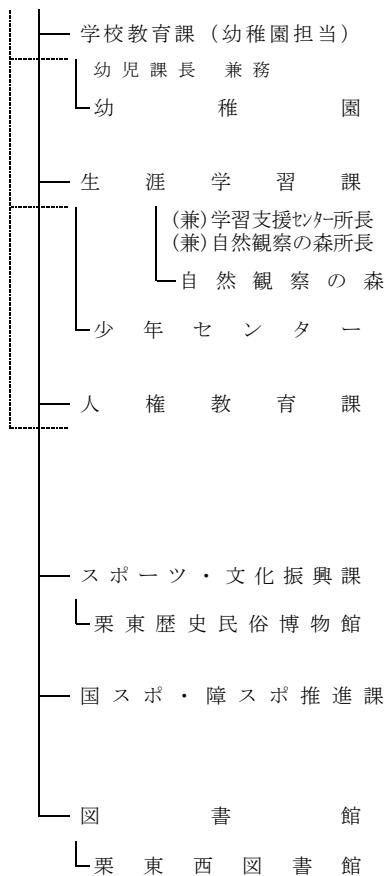
区分	年度			30			31(R1)			R2			R3		
		金額	構成比		金額	構成比									
議 会 費	179,940,658	0.7		175,433,981	0.5		175,433,981	0.5		171,957,623	0.6				
総 務 費	2,894,184,929	11.5		3,296,151,015	9.8		3,296,151,015	9.8		3,089,399,027	10.7				
民 生 費	9,373,993,849	37.2		16,580,102,232	37.2		16,580,102,232	37.2		11,577,307,243	40.3				
衛 生 費	1,992,481,312	7.9		2,123,247,262	6.3		2,123,247,262	6.3		2,712,400,439	9.4				
労 働 費	57,828,691	0.2		50,253,058	0.1		50,253,058	0.1		47,398,355	0.2				
農 林 水 産 業 費	383,583,020	1.5		349,415,890	1.0		349,415,890	1.0		355,284,117	1.2				
商 工 費	411,004,714	1.6		567,331,385	1.7		567,331,385	1.7		614,794,341	2.1				
土 木 費	1,906,533,796	7.6		2,009,181,554	5.9		2,009,181,554	5.9		2,107,752,493	7.3				
消 防 費	942,463,261	3.7		1,051,178,468	3.1		1,051,178,468	3.1		1,184,378,293	4.1				
教 育 費	3,155,925,798	12.5		3,875,211,167	11.5		3,875,211,167	11.5		3,434,939,239	12.0				
公 債 費	3,918,419,312	15.5		3,695,154,821	10.9		3,695,154,821	10.9		3,444,124,726	12.0				
予 備 費	0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0				
歳 出 合 計	25,216,359,340	100.0		33,772,660,833	100.0		33,772,660,833	100.0		28,739,735,896	100.0				

令和5年度 栗東市組織機構図









会計管理者———————

会計課

監査委員事務局———————

監査係

農業委員会事務局———————

担当

選挙管理委員会———————

担当

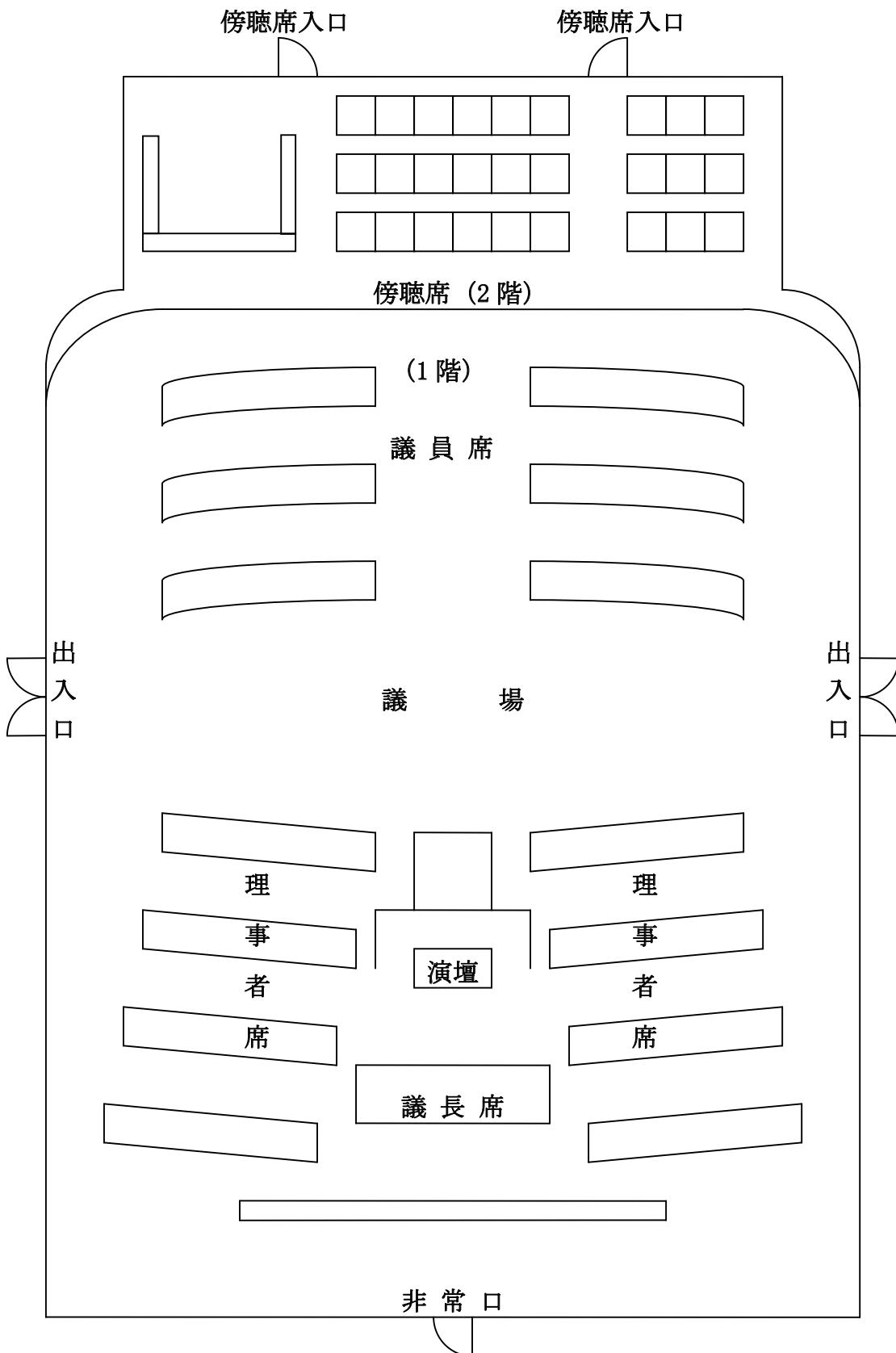
(総務課所管)

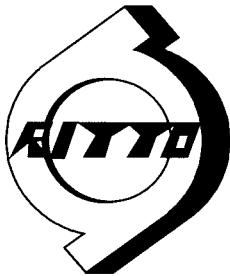
管 理 者

副 管 理 者———————

草津栗東行政事務組合——事務局
事務局長

5. 議場見取図





栗 東 市 章

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 1、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 1、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 1、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

—— 昭和52年1月1日制定 ——



市の木 貝塚伊吹



市の花 キンセンカ



市の鳥 メジロ

発行 栗東市議会事務局
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL 077-551-0137 FAX 077-551-0146
E-mail gikai@city.ritto.lg.jp